明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（**総務**一〇一）　一
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二六）　二

〔告　示〕

○通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例を定める件の一部を改正する件（**総務**四三八）　二
○戸籍が滅失した件（**法務**四五〇）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**四五一）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**四五二）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件の全部を改正する件（**同**四五三）　三
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三六七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二九三四～二九三八）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**二五二）　五
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**国土交通**一一六九～一一七四）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二一一、二一二）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**四七七、四七八）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二四五、二四六）　八
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二一〇）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

宮内庁　財務省　九

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他　一〇

省　令

○総務省令第百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月四日

総務大臣　新藤　義孝

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六号第2の注19(2)中「電力線搬送通信設備」の次に「又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における電界強度が毎メートル$\sqrt{\frac{P}{500}}$ミリボルトを超えるものに限る。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十七号を第四百三十八号とし、第四百四十号から第四百三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第百三十九号の次に次の一号を加える。

百四十　酢酸カルシウム

附　則

この省令は、公布の日から施行する。